

愛知県指定文化財の指定について

このことについて、愛知県指定文化財の指定をしたいので、別紙案を添えて請  
議します。

平成30年8月22日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、愛知県文化財保護審議会の答申（平成30年7月27  
日）を受け、愛知県文化財保護条例に基づき、愛知県指定有形文化財としての指  
定をする必要があるからである。

(案)

愛知県指定文化財の指定

(附指定の追加) 有形文化財 彫刻 1件

種別	名称	員数	所在地	所有者
彫刻	木造釈迦三尊像 附 像内納入文書 十七通	17通	西尾市上町下屋敷15	宗教法人実相寺

昭和48年愛知県教育委員会告示第7号により愛知県指定有形文化財の指定の告示がされた「木造釈迦三尊像 附 胎内収納文書七通」3軀に、上記17通を追加し、次のように指定する。

種別	名称	員数	所在地	所有者
彫刻	木造釈迦三尊像 附 像内納入文書 二十四通	3 <sup>く</sup> 軀	西尾市上町下屋敷15	宗教法人実相寺

(新規指定) 有形文化財 工芸 2件

種別	名称	員数	所在地	所有者
工芸品	銅鉦鼓 附 鉦架	1口	岡崎市岩津町東山47 岡崎市高隆寺町峠1 岡崎市美術博物館	宗教法人信光明寺
	金銅釣灯籠	2基	一宮市真清田一丁目2 -1	宗教法人真清田神社



平成30年7月27日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会  
会長 丸山



愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成30年1月19日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定（附指定の追加）を可とする旨、答申します。

なお、指定理由については別紙のとおりです。

記

有形文化財 彫刻 木造釈迦三尊像  
附 像内納入文書十七通

## 指定理由書

種 別 有形文化財（美術工芸・彫刻）  
名称(員数) 木造釈迦三尊像 附 胎内納入文書二十四通  
のうち附 胎内納入文書十七通

### 法 量 (単位 cm)

- 1、縦 16.8 横 48.2
- 2、縦 16.8 横 48.2
- 3、縦 16.7 横 59.1
- 4、縦 16.2 横 59.6
- 5、縦 16.2 横 122.5
- 6、縦 16.8 横 47.7
- 7、縦 11.0 横 4.5
- 8、縦 4.4 横 3.5
- 9、縦 8.0 横 5.0
- 10、縦 7.8 横 5.0
- 11、縦 3.6 横 1.1
- 12、縦 3.8 横 1.2
- 13、縦 2.9 横 3.0
- 14、縦 6.0 横 2.4
- 15、縦 11.0 横 1.5
- 16、縦 30.0 横 7.8
- 17、縦 25.0 横 18.1

所 在 地 西尾市上町下屋敷 15

所 有 者 宗教法人 実相寺

住 所 西尾市上町下屋敷 15

### 指定理由

昭和 48 年（1973）に愛知県指定文化財となっている木造釈迦三尊像（胎内文書 7 通）は、実相寺釈迦堂の本尊である。その胎内文書 7 通については、昭和 40 年（1965）に行なわれた修理の際に中尊の釈迦像内より見つかったものである。今回は、平成 3～5 年（1991～93）の修理によって新たに見つかった胎内文書（以下、像内納入文書とする）17 通を附指定へ追加したいと考えるものである。

17 通のうち 16 通は、釈迦像の玉眼の押さえ紙に使用されていたもので、残りの 1 通は、普賢像内に納められていたものである。釈迦像の 16 通には、貞治元年（1362）10 月 28 日付の源朝臣（吉良）満貞による奉納願文 2 通が含まれていた。吉良（足利）満貞（?～1384）は、実相寺を建立したと伝える足利満氏の系譜である吉良氏である。また、貞治元年（1362）10 月付の実相寺第五世太山一元による仏眼真言 2 通があり、そのうち 1 通には結縁交名も記されている。

昭和 40 年修理により確認されていた像内納入文書 7 通のうち 4 通に「康安二年」（1362 年）と記され、2 通に「定（ママ）治元年」（貞治元年＝1362 年）とあったため、木造釈迦三尊像の制作時期は特定されていた。今回の平成 3～5 年

発見の17通からは、木造釈迦三尊像の施主が吉良満貞であり、実相寺第五世太山一元と多くの結縁者の発願によって造立されたことが明らかとなった。以上のように、木造釈迦三尊像の造立時の関係者を明らかとする像内納入文書17通は、附指定に追加をし、すでに指定されている木造釈迦三尊像・像内納入文書7通とともに保存をして伝えていく必要がある。

#### 参考文献

『西尾市悉皆調査報告一 社寺文化財（彫刻・絵画）報告書』愛知県西尾市教育委員会、平成7年

『愛知県史 別編 文化財3 彫刻』愛知県史編さん委員会、平成25年

#### 形状・品質・構造

紙本墨書・墨画。巻き紙あるいは紙片。その内容は、『西尾市悉皆調査報告一 社寺文化財（彫刻・絵画）報告書』（愛知県西尾市教育委員会、平成7年）でも報告されているが、次のとおりである。1から16までは、釈迦像の像内納入文書、17は普賢像の像内納入文書である。

- 1、（紙背「左眼」とあり）仏眼印真言、大日如来金剛界智拳印真言、太山府君種子及真言、梵字光明真言、一字金輪呪  
定（ママ）治元年十月日付此丘一元願文  
朱文鼎印「太山」、朱文方印（印文不詳「壺元」カ）、結縁交名
- 2、（紙背「右眼」とあり）仏眼印真言、大日如来金剛界智拳印真言、梵字文殊呪、八字文殊呪、虚空蔵呪、一字金輪仏頂如来呪  
結縁交名、釈迦三尊等名号、定（ママ）治元年十月五日付比丘一元奥書  
朱文鼎印「太山」、朱文方印（印文不詳「壺元」カ）
- 3、仏眼真言  
定（ママ）治元年十月二十八日付源朝臣（吉良）満貞願文
- 4、3と同文
- 5、梵字光明真言、梵字大勝金剛真言、随求陀羅尼、摩利支天真言、大仏頂尊勝陀羅尼、勝軍地藏菩薩印仏  
貞治元年十月二十八日付沙弥仙空願文
- 6、宝篋印塔印仏、千手観音印仏、地藏菩薩印仏、梵字光明真言、阿弥陀仏名号  
貞治十月二十八日付「如しう」奥書
- 7、「南無釈迦牟尼仏 敬白所道照」
- 8、梵字版
- 9、「可柔（花押）」
- 10、9と同じ
- 11、「妙智禅尼（花押）」
- 12、「沙弥是昌（花押）」
- 13、「無一 如海」
- 14、（文字不明、さいごは花押か）
- 15、「南無釈迦牟尼仏題阿弥陀仏」
- 16、「やよひきて よし野の山の花かす／み 人気やはらぐ 里の春風」
- 17、竹雀図墨画（普賢像内納入文書）

#### 保存状態

良好。台紙にはさんで太巻きにして保存。

#### 制作年代

南北朝時代 貞治元年（1362）

#### 伝来・備考・評価

釈迦三尊像を昭和40年（1965）に修理した際に発見された胎内文書7通については、すでに愛知県指定文化財の附となっている。今回あらたに附に追加を希望する17通は、平成3～5年（1991～1993）の修理で、玉眼の押さえ紙などとして見つかったものである。貞治元年（1362）の年紀のあるものが6通含まれており、いずれも、造立時に挿入されたものと考えられる。また、実相寺を建立したと伝えられる足利（吉良）満氏につながる吉良満貞（？～1384）による願文2通（3、4）も含まれる。先の7通とあわせて、釈迦三尊像の造立に関連する歴史的資料として重要なものである。

写真

1

佛眼寺真言  
 南無大日如来 南無多寶如来 南無妙吉祥庵梨王如来  
 南無地藏菩萨摩訶萨 南無虚空藏菩萨摩訶萨  
 南無弥勒菩萨摩訶萨 南無宝胜如来摩訶萨  
 南無大势至菩萨摩訶萨 南無观世音菩萨摩訶萨  
 南無施无畏菩萨摩訶萨 南無千手千眼观世音菩萨摩訶萨  
 南無观自在菩萨摩訶萨 南無文殊师利菩萨摩訶萨  
 南無普贤菩萨摩訶萨 南無法华经普贤菩萨摩訶萨  
 南無大日如来 南無妙吉祥庵梨王如来 南無地藏菩萨摩訶萨  
 南無虚空藏菩萨摩訶萨 南無弥勒菩萨摩訶萨  
 南無宝胜如来摩訶萨 南無大势至菩萨摩訶萨  
 南無观世音菩萨摩訶萨 南無施无畏菩萨摩訶萨  
 南無千手千眼观世音菩萨摩訶萨 南無观自在菩萨摩訶萨  
 南無文殊师利菩萨摩訶萨 南無普贤菩萨摩訶萨  
 南無法华经普贤菩萨摩訶萨 南無大日如来 南無妙吉祥庵梨王如来

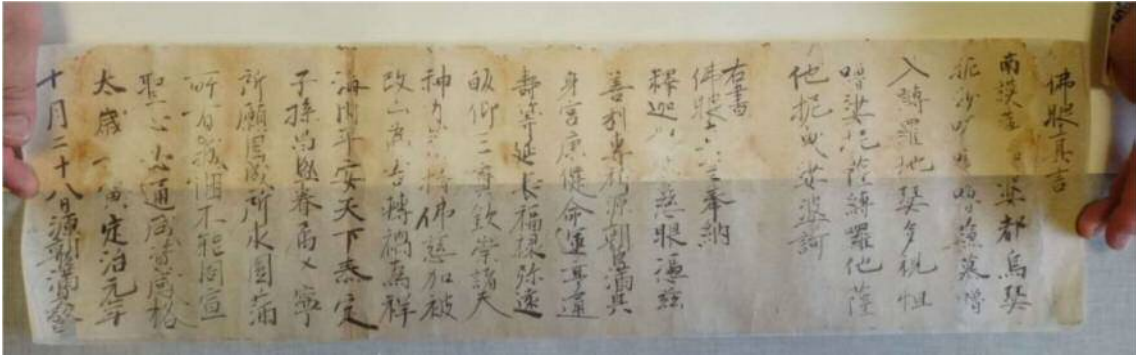
2

佛眼寺真言  
 南無大日如来 南無多寶如来 南無妙吉祥庵梨王如来  
 南無地藏菩萨摩訶萨 南無虚空藏菩萨摩訶萨  
 南無弥勒菩萨摩訶萨 南無宝胜如来摩訶萨  
 南無大势至菩萨摩訶萨 南無观世音菩萨摩訶萨  
 南無施无畏菩萨摩訶萨 南無千手千眼观世音菩萨摩訶萨  
 南無观自在菩萨摩訶萨 南無文殊师利菩萨摩訶萨  
 南無普贤菩萨摩訶萨 南無法华经普贤菩萨摩訶萨  
 南無大日如来 南無妙吉祥庵梨王如来 南無地藏菩萨摩訶萨  
 南無虚空藏菩萨摩訶萨 南無弥勒菩萨摩訶萨  
 南無宝胜如来摩訶萨 南無大势至菩萨摩訶萨  
 南無观世音菩萨摩訶萨 南無施无畏菩萨摩訶萨  
 南無千手千眼观世音菩萨摩訶萨 南無观自在菩萨摩訶萨  
 南無文殊师利菩萨摩訶萨 南無普贤菩萨摩訶萨  
 南無法华经普贤菩萨摩訶萨 南無大日如来 南無妙吉祥庵梨王如来

3

佛眼寺真言  
 南無大日如来 南無多寶如来 南無妙吉祥庵梨王如来  
 南無地藏菩萨摩訶萨 南無虚空藏菩萨摩訶萨  
 南無弥勒菩萨摩訶萨 南無宝胜如来摩訶萨  
 南無大势至菩萨摩訶萨 南無观世音菩萨摩訶萨  
 南無施无畏菩萨摩訶萨 南無千手千眼观世音菩萨摩訶萨  
 南無观自在菩萨摩訶萨 南無文殊师利菩萨摩訶萨  
 南無普贤菩萨摩訶萨 南無法华经普贤菩萨摩訶萨  
 南無大日如来 南無妙吉祥庵梨王如来 南無地藏菩萨摩訶萨  
 南無虚空藏菩萨摩訶萨 南無弥勒菩萨摩訶萨  
 南無宝胜如来摩訶萨 南無大势至菩萨摩訶萨  
 南無观世音菩萨摩訶萨 南無施无畏菩萨摩訶萨  
 南無千手千眼观世音菩萨摩訶萨 南無观自在菩萨摩訶萨  
 南無文殊师利菩萨摩訶萨 南無普贤菩萨摩訶萨  
 南無法华经普贤菩萨摩訶萨 南無大日如来 南無妙吉祥庵梨王如来

4



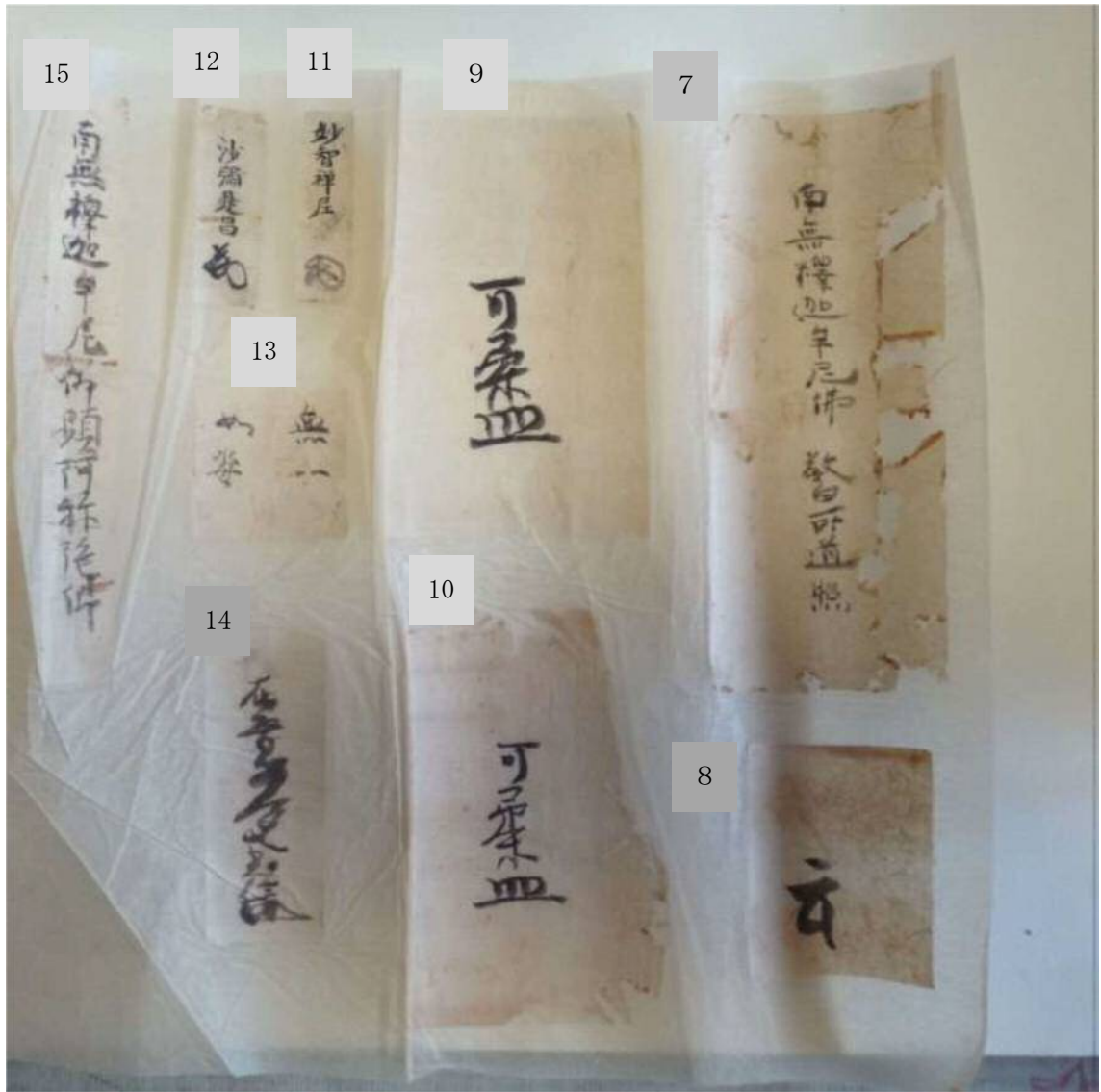
5 (部分)



6







15

12

11

9

7

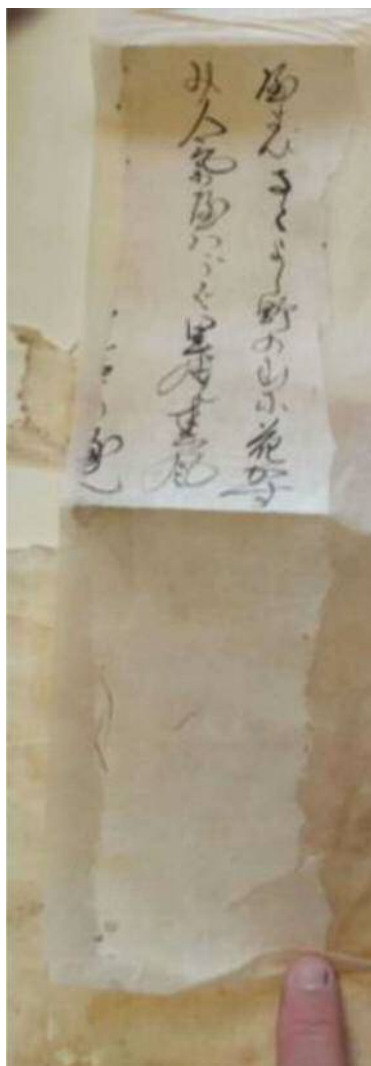
13

10

14

8

16



17





平成30年7月27日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会  
会長 丸山 宏



愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成30年1月19日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定を可とする旨、答申します。

なお、指定理由については別紙のとおりです。

記

有形文化財 工芸品 銅鉦鼓 附 鉦架

## 指定理由書

種 別	有形文化財 工芸
名 称	銅鉦鼓 附 鉦架
員 数	1 口
所在地	岡崎市高隆寺町峠1 岡崎市美術博物館
所有者	岡崎市岩津町東山47 宗教法人 信光明寺
法 量	(鉦鼓) 鼓面径 20.8cm 口径 23.1cm 側面厚 6.0cm 唇厚 1.2cm 耳幅 5.9cm (鉦架) 高 42.3cm 笠幅 45.8cm 脚幅 51.5cm 奥行 24.8cm
時 代	室町時代 (鉦鼓) 長祿元年 (1457) (鉦架) 15~16 世紀

## 指定理由

念仏に用いる鉦鼓で、脚をもたず架台に懸垂する形式になる。

銅、鑄造。鼓面は中央(径 12.5cm)が低く立ち上がり、外区に2条の細隆線がめぐる。鼓面の中央はわずかに凹面をなし、桴の打痕を少数ながら認める。肩は1条の太い隆帯の両側に1段ずつの細い段を作り出し、子持ち三条風に表す。唇は薄く、張り出しも弱い古様を見せている。耳は丸みをもったいわゆる鉦鼓耳の形で、外形に比して大きめに作る。環部分の作りは精巧で角を立てる。

裏面もあわせ、総体に丁寧に研磨して仕上げる。ただし側面内面には、鑄型を挽いた挽目を若干認める。裏面の唇付近に若干のスと凹凸があり、銅湯を流し込んだ湯口の痕跡と思われる。刻銘(下記参照)の「明」字あたりにもスを認め、余った銅湯やガスを逃がすアガリの可能性がある。

なお銅地金はやや黄味を呈するが、蛍光 X 線による成分分析の結果、銅を主成分とし、鉛と錫を含んだ青銅合金であることが判明した。

口縁には、頂部から左右方向へ1行ずつ、以下の銘文を刻む。

「長祿元年十一月十五日 信光明寺」

「願阿弥陀佛也」

このうち「信光明寺」のみ字体・鑿使いを異にしていて、後刻と判断される。

鉦架はケヤキ製で、太い部材を鳥居形に組み合わせる。笠木は花頭形を呈し、頂部を近世の類品のように尖らせる丸みをもたせ、両端も蕨手とせず、に短く斜め上方に張り出させる点などが古様といえる。表面の仕上げは、砥

の粉下地に黒漆を塗り、剥落著しいものの細かな無数の断文の様態からしても、室町時代まで遡る品と見なしうる。

信光明寺は、山号を弥勒山とする浄土宗寺院で、宝徳三年（1451）、三河松平氏第3代当主の松平信光が下総国飯沼弘教寺より三河布教に來た釈尊存問に帰依し、彼を開山として創建した。文明十年（1478）建立の祈祷殿（現観音堂、重要文化財）の棟札に松平・酒井一族の建立とあり、この頃までに諸堂が完備したものとみられる。

信光明寺に伝わる本品は、現状で木製黒漆塗りの鉦架に下げられており、浄土宗をはじめとする浄土教系諸宗派の寺院で行われてきた双盤念仏等（通常は2口1対、あるいは4口2対で打ち合う）の法要で用いられたとみられる。その意味においては、岡崎市が従前、指定・公開時に与えてきた「双盤」という名称も誤りではない。しかし本品は双盤としては著しく小型になり、後述する県外の遺例との類似性からも、元は1口のみを単独で、例えば岡崎市昌光律寺蔵の引架（室町時代、重要文化財）のごとき架具に掛け、念仏を唱えながら叩き行脚する、本来の念仏用鉦鼓として、室町時代前期の長禄元年（1457）に製作、使用されたものと考えられる。

なお、これに近似した銘を残す類例は、長野県山ノ内町堂平出土品（「観阿弥陀佛 延慶元年[1308]十一月一日」銘、長野県指定文化財）や兵庫県篠山市一印谷阿弥陀堂伝来品（「南無阿弥陀佛」、「正和参□□[1314]七月□日」銘、兵庫県指定文化財）など鎌倉時代末頃から見出せる。本品はそれより1世紀半ほど製作が遅れるものの、愛知県下では最も古い年紀を有する作例であり、その工芸史的価値はきわめて高い。

本品は念仏行脚に用いられた後に信光明寺に入り、寺名が刻まれたことになるが、その時期は明確でない。しかし少なくとも現鉦架が製作され、双盤として用いられたのは室町時代を下らない。県下の諸寺に伝来する双盤のほとんどは近世の所産であり、本品は中世に双盤として使用された鉦鼓例としても全国的に稀有な作品といえる。中世三河浄土宗の活動の実相を具体的に物語る歴史資料として、その価値を最大限に評価すべきであろう。

（調査者 久保智康）

写真



鉦鼓 全景



斜めより



耳



湯口痕跡



銘文②



銘文①



平成30年7月27日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会  
会長 丸山 宏



愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成30年1月19日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定を可とする旨、答申します。  
なお、指定理由については別紙のとおりです。

記

有形文化財 工芸品 金銅釣灯笼



## 指定理由書

種 別 有形文化財 工芸  
名 称 金銅釣灯籠  
員 数 2基  
所有者 一宮市真清田1-2-1 宗教法人 真清田神社  
法 量 (A) 総高 34.2cm 笠径 31.3cm 火袋径 20.3cm 脚径 25.1cm  
(B) 総高 34.8cm 笠径 30.0cm 火袋径 18.3cm 脚径 26.5cm  
時 代 室町時代 16世紀

### 指定理由

銅、鍛造、鍍金。六角形の釣灯籠2基である。

笠は宝珠をいただき、上面を水平気味に作る甲盛をもたせる。五曜形の煙出しを四方に透かす。吹返しは一枚板で作る十二弁花先形になり、下面は素文で、根元には猪の目形を透かす。

火袋は欄間に五曜文を各面2箇所ずつ透かし、その間に「真清田大神宮」の文字を1字ずつ蹴彫りする。羽目板には扉を含む各面ともに、十五枚笹紋と唐草を透かす（現在の神紋は九枚笹紋）。笹葉は裏からの刻点を連ねて鎬をもたせ、丸輪も竹節を薄肉打出と蹴彫りで表す。唐草は細かく巻込み、蕨手先を背中合わせにつける箇所が多い。腰羽目には古様な格狭間を1段へこませる形で表し、裏からの刻点を連ねて縁取る。柱・蝶番はいずれも素文である。脚はごく短い簡素な形の花先形で、わずかに外方に張り出す。

なお、Aは透かしが平板で、格狭間も形が後出的であることから、Bよりも新しい可能性もある。もとは各々が1対以上奉懸されていた可能性もある。

Aの笠がわずかにへこむことと、唐草の一部が断裂する点を除けば、総体に状態は良好である。全面に施された鍍金は黒色の古色でおおわれるが、各所で良好に残る鍍金を観察できる。

Aの底には以下の刻銘がある。

永正十五年<sup>戊</sup>三月五日  
<sub>寅</sub>

銀細工西川弥五郎定盛 □寶利 家次

一族勸進

仕□

なおBの底板は後補である。

真清田神社は、承和十四年（847）従五位下に（『続日本後紀』）、続く仁寿元年（851）に官社に列し（『文徳天皇実録』）、貞観七年（865）には正四位上に昇った古社で（『三代実録』）、『延喜式』神名帳では「真墨田社 名神大社」と見える。また中世には尾張国の一宮に位置づけられている。祭神については、室町時代末に成立した『真清田神社縁起』では崇神天皇の代に国常立命（クニトコタチノミコト）を勧請して始まったとし、江戸初期までに成立した『大日本国一宮記』では大己貴命を祭神とする。現在のように古代尾張の最有力氏族尾張氏の氏神である天火明命（アメノホアカリノミコト）を祭神とする説は、江戸中期の国学、神道家により唱えられたものである。

昭和二十年（1945）に戦災を被る以前の社殿は、本殿のほか幣殿・祭文殿・勅使殿・楼門などを備えた社観を呈したが、中世の状況は詳らかでない。この釣灯籠は、室町時代後期の本殿、幣殿などに奉懸されたもので、その後の織豊期の衰亡や戦災の難をくぐり、奇跡的に遺されたものである。

本品は、高さに比して火袋の径が大きく、笠の吹返や脚が大きく張らないこと、前者の弁間に猪の目形を透かすこと、火袋の透彫の図様が細部の技巧よりも薄肉打出の量感に表現の力点を置いていることなど、総体に中世の釣灯籠の作風を見せる。その一方で、文様を繁褥に表す点や笠の甲盛に量感を持たせる点などは、桃山時代に顕在化した近世の釣灯籠の特色の先取りともいえる。製作年代の1点、永正十五年（1518）を前後する室町時代後半期の基準作例であり、愛知県下ではきわめて希少な中世の釣灯籠として重要である。

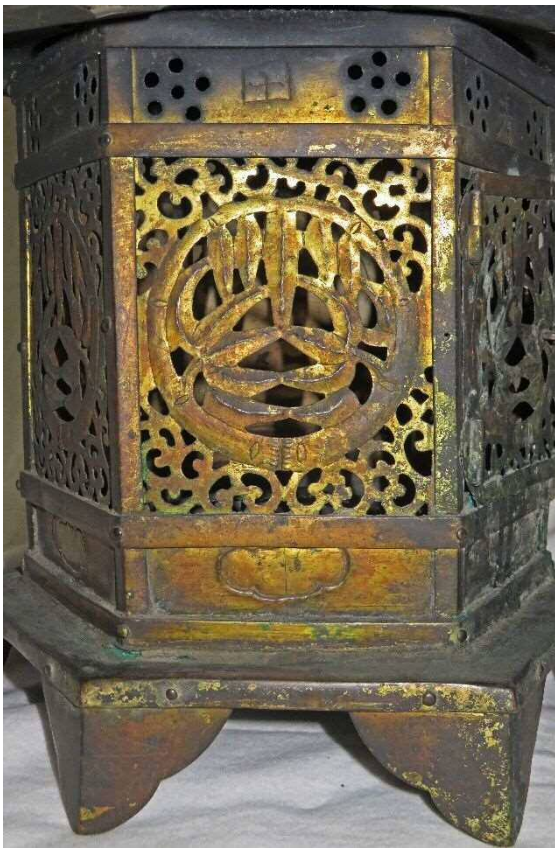
なお永正十五年の年紀を底に刻むAよりも、一方のBの方が図様表現や打出しにわずかながら古様をみせることから、いま少し遡る頃より同系の金工工房で、同意匠、同形態の釣灯籠が製作され、真清田神社に奉献された可能性が高い。これらの製作に携わった金工職人として、Aの刻銘に「銀細工西川弥五郎定盛」の名がみえる。銀細工を名乗る職人は、康応元年（1389）日光二荒山神社瀧尾社神輿の比気彦四郎行久（久保智康『金色のかざり』2003）や、弘治二年（1556）備後の三上二郎左衛門、内藤源四郎（永山卯三郎『続岡山県金石史』1954）が知られるに過ぎず、いまだ実態が不分明な中世の彫金系金工職人の動態を窺ううえでも工芸史的価値は大きい。

（調査者 久保智康）

写真



釣灯笼A (左) B (右)



釣灯笼A 火袋・脚



釣灯笼B 火袋・脚



釣灯笼A 笠（真上より）



釣灯笼A 外底刻銘

## 愛知県指定文化財件数

種 別		現在数	今回指定	計	
有形文化財	建 造 物	4 5		4 5	
	美術 工 芸 品	絵 画	9 7		9 7
		彫 刻	1 0 8		1 0 8
		工 芸 品	1 0 9	2	1 1 1
		書跡・典籍	4 0		4 0
		考古資料	2 8		2 8
		歴史資料	5		5
無 形 文 化 財		2		2	
民俗文化財	有形民俗文化財	2 5		2 5	
	無形民俗文化財	4 4		4 4	
記念物	史 跡	4 3		4 3	
	名 勝	5		5	
	天然記念物	6 2		6 2	
合 計		6 1 3	2	6 1 5	